

未熟練労働者に対する 安全衛生教育の取り組み

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 外国人災害対策係長 さくま あつよし 佐久間 敦之

1. 安全衛生教育の必要性について

一般的に、労働災害は、不安全な状態と不安全な行動が関連して起こるものであり、これを未然に防ぐためには、機械設備の安全化、作業環境の改善等が重要であることはもちろんだが、それとともに、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与する安全衛生教育の実施もまた重要です。しかしながら、最近においては、技術革新の急速な進展、高年齢労働者の増加、パートタイム労働者の増加等にみられる就業形態の多様化、第三次産業の就労者数の増加等、社会経済情勢の変化に伴い、労働災害の増加が懸念されており、事業場においてこれらの変化に適切に対応しつつ、安全衛生水準の向上に資する適切かつ有効な安全衛生教育の実施を図ることが、ますます重要となりつつあります。

2. 未熟練労働者への安全衛生教育は特に重要

安全衛生教育はなぜ必要なのでしょう。職場には、さまざまな危険が潜んでおり、その危険を認識していないことに起因する労働災害がいまだに多数発生しています。そのような労働災害を防

止するためには、次のことが必要です。

- ① 設備や装備などの、モノの面で「不安全な状態」にならないようにすること
- ② 気温や労働時間などの、管理・環境の面で「不安全な状況」とならないようにすること
- ③ ルール違反やコミュニケーション不足などの、ヒトの面で「不安全な行動」とならないようにすること

特に未熟練労働者の場合は、職場での作業が十分に慣れていないため、不安全な行動をしても不安全な状態とならないよう、①の設備や装備などの面からの安全対策に加え、②の高温環境下など過酷な労働環境にならないよう管理監督者は留意する必要があります。

さらに未熟練労働者は、危険への認識が低く、安全な作業方法も十分には身に付いていないため、③の不安全な行動をなくすということも大変重要です。

上記の「不安全な状態」、「不安全な状況」、「不安全な行動」に労働者自身が気づき、避けるためにも、「安全衛生教育」は重要です（労働安全衛生法でも雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育を事業者が義務付けています）。

未熟練労働者は、職場に潜んでいる危険に「気付かない」、または「危険と感じていない」場合が多いと言われており、知らず知らずのうちに「不安全な状態」、「不安全な状況」、「不安全な行

動」に陥ってしまうおそれがあります。そのような危険に気づき、回避するとともに安全な作業について理解し、身に付けるために安全衛生教育を行う必要があります。

未熟練労働者に対する安全衛生教育では、何を教育したらよいのでしょうか。労働安全衛生規則第35条では、下記の8項目が示されています。

【労働安全衛生規則第35条】

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ③ 作業手順に関する事。
- ④ 作業開始時の点検に関する事。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

未熟練労働者に対し、雇入れ時や雇入れ後に効果的な教育を実施するための具体的な項目は次章のとおりです。これらの項目を参考に安全衛生教育を実施しましょう。

3. 安全衛生教育は繰り返しの実施と確認が大切です

安全は知っているだけでなく、実際に安全に作業ができなければ意味がありません。特に、未熟練労働者は、1回の安全衛生教育だけでは安全な作業を身に付けるのは難しいところです。労働者を雇い入れた時や、まだ仕事に十分慣れない間は、従事する作業等に関する安全衛生教育を繰り返し実施し、身に付けさせることが大切です。

このため、多くの事業場で雇入れ後も、例えば、1週間後、1カ月後、3カ月後、6カ月後、1年後などに繰り返し安全衛生教育を実施しています。その習得度合いのチェックもしましょう。

**未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ
(教育時間の目安：1時間程度)**

- 1 職場にはさまざまな危険があることを理解させる*1
- 2 「かもしれない」で危険の意識をもたせる*2
- 3 労働災害防止の基本を教える（基本的なポイント）
【安全衛生のルールや活動の意義を理解させる】
 - (1) 安全な作業は正しい服装と姿勢、報告・連絡・相談（ホウ・レン・ソウ）から
 - (2) 警備指令書の確認と順守
 - (3) 危険予知訓練（KYT）の実践
 - (4) ヒヤリ・ハットの活用
 - (5) 4S・5Sの励行
 - (6) リスクアセスメントの実施
- 4 労働災害防止の基本を教える（事故の型ごとのポイント）
【安全な作業をみんなで実施し職場を安全に】
 - (1) 「転倒」災害防止のポイント
 - (2) 「交通事故」災害防止のポイント
 - (3) 「腰痛症（無理な姿勢・動作の反動）」災害防止のポイント
 - (4) 「熱中症」災害防止のポイント
 - (5) 「墜落・転落」災害防止のポイント
 - (6) 「はさまれ」災害防止のポイント
 - (7) 「プロパー事故」防止のポイント
- 5 労働災害防止の基本を教える（緊急時のポイント）
【異常事態や労働災害が発生したときの対応を身に付ける】
 - (1) 異常事態発生時の対応
 - (2) 労働災害発生時の対応

※1 ① ヒヤリ・ハット事例の活用

ヒヤリ・ハット事例は、危険が身近に潜んでいることを理解させるうえで効果的な教材です。未熟練労働者の安全衛生マニュアル（以下、「マニュアル」という）では、イラスト付きで紹介しておりますので、ぜひ活用し、効率的な安全衛生教育の実施につなげてください。

② 実際に発生した労働災害事例の活用

労働災害事例は、実際に危険が顕在化した場合どうなるのかを示し、職場の危険を理解させるうえで効果的な教材です。

特に自社で発生した労働災害事例の場合、実体験談を紹介することにつながるため、高い教育効果が期待されます。適宜活用し、効率的な安全衛生教育の実施につなげてください。

③ さまざまな労働災害事例を入手

マニュアルで紹介している事例では適していない場合、適宜厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」の労働災害事例集などを活用して事例を入手

してください。

※2「かもしれない」で危険の意識をもたせる


職場には危険があり、常に労働災害が発生する可能性があるということを理解させる一つの方法として、「かもしれない」ということで、危険の意識を持たせる取り組みを行っている例があります。

「かもしれない」意識を持って作業をしましょう！

<p>■ モノの「かもしれない」</p> <p>車両は急に動く、頭上から重量物が落ちてくる、積荷が崩れてくる「かもしれない」。そのような「モノ」に起因する危険が発生するかもしれないということを意識させましょう。</p> <p>モノは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動く ・回る ・飛ぶ ・落ちる ・抜ける ・燃える ・倒れる ・くずれる ・爆発する ・漏れる 	<p>■ ヒトの「かもしれない」</p> <p>人は、車両が近付いていることに気付かない、急に人が飛び出してくる、ほんの少しの段差でつまづく、高いところから落ちる「かもしれない」。そのような「ヒト」に起因する危険が発生するかもしれないということを意識させましょう。</p> <p>ヒトは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ちる ・腰を痛める ・ころぶ ・はさまれる ・巻き込まれる ・当たる ・当てられる ・やけどする ・感電する 
<p>■ 環境の「かもしれない」</p> <p>気温が高いと熱中症になる、暗いと足元や周囲が見づらくなる「かもしれない」。そのような「環境」に起因する危険が発生するかもしれないということを意識させましょう。</p> <p>気温が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い（暑い） ・低い（寒い） <p>周囲が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗い（足元が見づらい） ・明る過ぎる（逆光） <p>作業場が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い（転落するおそれ） ・脆い（倒壊のおそれ） 	

4. 安全衛生情報の入手先について


(1) 労働災害、関係法令情報の入手

- ① 【厚生労働省】職場のあんぜんサイト → <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html> 

厚生労働省が労働災害防止に関する情報をまとめたホームページ。

例えば、次のような情報が入手できます。

- ・労働災害統計
- ・災害事例（災害事例、災害データベース、ヒヤリ・ハット事例など）

- ② 【中央労働災害防止協会】安全衛生情報センター → <http://www.jaish.gr.jp/index.html> 


中央労働災害防止協会の安全衛生関係の情報をまとめたホームページ。


- ・安全衛生関係法令
- ・厚生労働省の安全衛生関係の報道発表資料の一覧


など


(2) 安全衛生関係の資料の入手


マニュアルに関する各種の資料（リーフレット等）の入手方法を以下に紹介します。

- 各種労働安全衛生関係リーフレット掲載の厚生労働省ホームページ → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html 

- ① 交通労働災害を防止するために → <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html> 

- ② 職場での腰痛を予防しましょう！ → <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/131114-01.pdf> 

- ③ 熱中症を防ごう → https://anzeninfo.mhlw.go.jp/enzenproject/concour/2016/sakuhin4/images/n077_2.pdf 

- ④ 転倒防止「STOP！ 転倒災害プロジェクト」 → <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html> 

- ⑤ 墜落・転落防止「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」 → <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>



〈資料の検索〉

上記資料を検索で見つけることもできます。例えば厚生労働省の資料の場合は、厚生労働省のホームページのトップページにある検索のところで、関係するワードをいれると容易に見つけることができます。

また、マニュアルに記載された資料出所には、紹介した情報以外にも有用な情報が掲載されていますので、一般の検索ツールを使いそれぞれの資料出所名で検索することで有用な情報が入手できます。

5. 今後の課題について

就業形態の多様化、第三次産業の就労者数の増

加等社会経済情勢の変化に伴い、労働災害の増加が懸念されており、事業場においてこれらの変化に適切に対応しつつ、安全衛生水準の向上に資する適切かつ有効な安全衛生教育の実施を図る必要があります。

また、これら以外にも、

- ① 外国人労働者の安全衛生に配慮した外国人向け視聴覚教材 → <https://anzenvideo.mhlw.go.jp/foreign-worker/kyozai.html>
- ② 働く高齢者の特性に配慮した「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」 → <https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>
- なども作成・策定していますので、状況に応じて適宜活用していただければと思います。



以上、安全衛生教育の必要性と教育の流れについて解説してきましたが、未熟練労働者への安全衛生教育は特に重要であり、繰り返しの実施と確認が大切です。